

●香川県告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年8月2日から同月23日まで一般の縦覧に供する。

平成25年8月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 小菘前田東線（42号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
木田郡三木町氷上4050番4地先から 木田郡三木町氷上4171番16地先まで	前	6.8~24.2	96	仮設橋の設置
木田郡三木町氷上4050番4地先から 木田郡三木町氷上4171番16地先まで	後	6.8~37.9	96	
		10.6~24.8	183	

- 4 供用開始の期日 平成25年8月2日